

尾張旭市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和8年3月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

# 定例監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

## 3 監査の対象

原則として、市長公室（秘書課、健康都市・スポーツ課及び広報戦略課）に係る令和7年度（令和7年12月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

## 5 監査の実施内容

令和8年1月23日から同年3月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

## 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 健康都市・スポーツ課に係るもの

#### **ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。）**

- (7) 尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第7条により、歳入徴収者は、歳入の調定又は変更等をしたときは、直ちに調定決議書又は調定変更書を会計管理者に送付することにより会計管理

者に通知しなければならない。

しかしながら、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については令和7年4月1日に調定を、また、郵便料戻し金（その他雑入）については令和8年1月5日に調定変更を行ったが、いずれも会計管理者に通知していなかった。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第3項により、同条第2項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。

しかしながら、同課は、体育施設指定管理者光熱水費受入金について、納入通知書に納期限を記入しないまま通知していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (ウ) 市長は、法第243条の2の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として指定するもの（以下「指定公金事務取扱者」という。）に公金事務を委託することができ、委託したときは、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

同課は、尾張旭市立小中学校体育施設開放使用料の収納事務の指定公金事務取扱者への委託（委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和7年4月1日付けで起案・決裁し、同日以降、委託していたにもかかわらず、同月11日に同条の告示をしていた。

事務処理を適切に実施されたい。

- (エ) 令和7年度中学校体育施設夜間開放管理業務委託の契約について、契約締結伺いでは令和7年度中学校体育施設夜間開放管理業務要領を添付していたにもかかわらず、実際の契約では添付していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (オ) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。

同課は、中学校体育施設開放使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいえないにもかかわらず、これまで事後に調定するものを取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

また、郵便料戻し金（その他雑入）についても、法令又は性質上事前に調定

ができない歳入とはいえないにもかかわらず、事後に調定するもの取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収していた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (カ) 会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。

しかしながら、同課は、郵便料戻し金（その他雑入）について、納入義務者に対して簡易な方法により納入の通知をしたにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (キ) 同課は、令和7年度尾張旭市民スポーツイベント運営事業業務委託において、業務委託仕様書に委託料の対象外経費として「食糧費（飲み物代を含む）については、委託料の経費に含まれない。」と記載しているにもかかわらず、設計書の愛知県市町村対抗駅伝大会の内訳書には食糧費を含めて積算していた。

契約事務を適切に実施されたい。

## イ 検討を要するもの（取扱基準第2項第2号に規定するものをいう。）

尾張旭市スポーツ協会活動費補助金交付要綱（平成30年尾張旭市要綱等。以下「要綱」という。）によれば、尾張旭市スポーツ協会活動費補助金は、市民のスポーツ振興に資することを目的として、尾張旭市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に対して、育成事業（加盟競技団体が行うスポーツ育成事業のためにスポーツ協会が助成する事業）、大会事業（広域スポーツ大会及び加盟競技団体が行う市長杯大会等実施のためにスポーツ協会が助成する事業）、表彰事業（尾張旭市スポーツ協会表彰規程に基づき実施する事業）及びスポーツ協会運営事業（スポーツ協会を管理・運営する事業）を対象事業として補助金を交付するものである。

今回の監査で、同補助金の交付事務について確認したところ、以下の事案を検出した。

第一に、スポーツ協会は、補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書に、事業報告書、収支決算書、大会資料、記録写真その他の補助事業の実施内容が確認できる資料（以下「大会資料等」という。）、領収証の写しその他の収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料（以下「領収書等」という。）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、当該補助事業等の成果を市長に報告しなければならない（要綱第9条）。また、市長は、補助事業等

実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとなっている（要綱第10条第1項）。そこで、令和6年度の同補助金（交付決定額2,340,000円、前金払）に係る、スポーツ協会の実績報告及び市による補助金の額の確定の状況を確認したところ、スポーツ協会は、大会資料等を提出していなかった。また、領収書等は提出していたものの、育成事業と大会事業は、その事業内容（加盟競技団体が行った事業に対しスポーツ協会が助成すること）及びその補助金の額（要綱に規定する定額（加盟競技団体の対象事業に要する経費が補助金の額を下回った場合はその額））からして、スポーツ協会は、加盟競技団体がスポーツ協会の助成金に係る出納事務等を適切に行っているか及び加盟競技団体の対象事業に要する経費が補助金の額以上であるかを確認した上で、市長に補助事業等実績報告書を提出すべきものと考えられるが、同課によれば、スポーツ協会は、そのような確認は実施していなかった。このような状況にもかかわらず、同課は、実績報告の内容を適当と認め、交付決定額と同額で補助金の額を確定していた。

第二に、令和7年度の同補助金の交付事務を確認したところ、補助金等交付申請書に添付の収支予算書に記載の金額が、収入計4,275,528円（うち前年度繰越金1,935,528円）、支出計3,255,284円で収支が均衡していないものを受け付け、予算額と同額の2,340,000円の交付を決定していた。この点、このように団体の収支予算書の収支が均衡しておらず収入が支出を上回り、また、多額の前年度繰越金がある場合には、別途その必要性が明らかにされていない限り、事務事業の執行等及び予算の執行がより少ない経費で実施できないかという経済性の観点から、予算額と同額を交付決定すべきではなかったものと捉えられるリスクがある。

これらのことから、同課の同補助金交付や額の確定に係る審査は形骸化しているものと考えられ、同課においてはこれを実質化、適正化させるための検討及び具体的な措置が必要である。

#### **ウ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。）**

(7) 尾張旭市文書取扱規程（平成5年尾張旭市訓令第7号）第19条の規定により、施行を要する文書には、総務課において尾張旭市公印規程（昭和47年尾張旭市規程第4号）の定めるところにより、公印を押印しなければならないが、総務課長において文書の性質その他の事由から公印の押印を不要と認めたものは、これを省略できるとされている。

この点、令和2年3月9日付け行政経営課長（当時）通知で、公印の押印を省略することができる範囲として、簡易な往復文については、照会、回答、通

知、送付文書等のうち、法律効果を伴わない文書とされている。

しかしながら、同課は尾張旭市立小中学校体育施設開放使用料収納事務等業務に係る指定公金事務取扱者指定通知書（指定公金事務取扱者として指定するため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第3項の規定により通知するもの）について、公印の押印を省略していた。

事務処理を適切に実施されたい。

- (イ) 令和7年度尾張旭市スポーツ活動推進事業業務委託の設計において、少年スポーツ育成事業に係る事務費は、仕様書別記で1団体当たり5,000円を上限と示しているにもかかわらず、5団体×8,000円で積算していた。このことにより、設計金額を2,200,000円（正しくは、2,185,000円）としてしまい、15,000円の過大設計となっていた。

設計事務を適切に実施されたい。

# 定例監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

## 3 監査の対象

原則として、企画部（企画課、人事課及び情報政策課）に係る令和7年度（令和7年12月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

## 5 監査の実施内容

令和8年1月23日から同年3月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続について重点的にその状況を確認した。

## 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 企画課に係るもの

**是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。

しかしながら、同課は、市誌等刊行書籍販売収入について、納入義務者に対して、簡易な方法により納入の通知をしているにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（納入通知書兼領収書（会計規則第1号様式））を交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

## (2) 人事課に係るもの

### ア 是正改善すべきもの

(ア) 歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の収納の前に行われるものである（会計規則第4条及び第5条）。同課は、職員証又は職員章紛失による本人負担分について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいええないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。

適時適切に調定を決議されたい。

(イ) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

しかしながら、雇用保険料受入金について、令和7年7月から11月までの間、調定を決議することなく受け入れていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、同年12月25日に調定を決議していた。

適時適切に調定を決議されたい。

(ウ) 令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、人間ドック、脳併用ドック委託（A病院に係るもの及びB病院に係るもの）及び人事給与システム改修業務において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

なお、同課における代表者印がない見積書を提出した者との契約は、昨年度の定例監査においても注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして市長から措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回の監査でも同様の事案が検出されたことから、改めて、確実な是正改善を求める。

(エ) 市が契約につき契約書を作成する場合において、市側が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとされている（法第234条第5項）。

人間ドック、脳併用ドック委託契約（B病院に係るもの）において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、相手方の押印がなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

**イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）**

- (7) 尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第32条により、同条第1号から第7号までに掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるときにも、契約保証金の全部又は一部を免除することができる（同条第8号）。

同課は、令和7年度人事考課制度支援業務委託の契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとして、同号の規定により契約保証金を免除としていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (4) 本市では、入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）の規定により、随意契約を締結する場合で、予定価格が契約規則第25条に定める額を超えるときは、その内容を公表しなければならない（以下この公表を「随意契約の公表」という。）が、人事給与システム改修業務に係る契約について、随意契約の公表が行われていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (7) 契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

同課は、尾張旭市職員定期健康診断業務委託に係る契約保証金の免除について、決裁では同条第3号（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）の規定によることとしていたにもかかわらず、実際の契約では同条第7号（国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体等と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）の規定によることとし、締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

**(3) 情報政策課に係るもの**

**ア 是正改善すべきもの**

- (7) 法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

しかしながら、職員ポータル広告料について、調定を決議することなく、令和7年4月17日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないこ

とに気が付き、令和8年1月6日に調定を決議していた。

適時適切に調定を決議されたい。

- (イ) 住民情報システムA P P使用許諾の契約書には「使用許諾料は別紙「プログラムプロダクト構成」のとおりとする」と記載があるものの、プログラムプロダクト構成を、内部管理系システムサーバU P S用バッテリー交換修繕の請書には「4 修繕内容 別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、仕様書を、添付していなかった。

また、令和7年度地方公共団体情報システムの標準化・共通化対応委託業務（令和7年6月2日契約締結）の契約書には令和7年6月1日に一部改正される前の「尾張旭市業務委託契約約款」（令和4年4月1日一部改正時のもの）を、令和7年度6月社会保障・税番号制度データ標準レイアウト改版対応業務及び自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システム移行対応業務（いずれも令和7年6月2日契約締結）の契約書には令和7年6月1日に一部改正される前の「特定個人情報取扱特記事項」（令和5年4月1日一部改正時のもの）を、それぞれ添付していた。

さらに、仮想サーバー機器等賃貸借（令和8年3月導入）の契約について、契約締結伺いでは仕様書に「6（1）入札金額は60か月間の賃貸借に係る総額（機器の借上、保守費用、保険料等のその他諸経費をすべて含む。）とすること。」の記載があったものの、実際の契約では当該記載のないものを使用していた。第5次L G W A N設定変更対応業務委託の契約についても、仕様書「4. 業務の内容（3）環境設定」及び「5. 事故障害にかかる賠償責任」について、契約締結伺いと異なった内容のものを実際の契約で使用していた。

契約事務を適切に実施されたい。

## イ 注意すべきもの

- (7) 同課では、重要記録データ遠隔地保管委託業務において、代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 契約規則第32条により、同条各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

しかしながら、「全国町・字ファイル」保守及びメンテナンスデータ提供委託業務に係る契約について、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約保証金を免除することとし、契約書には、同条の適用号数を示すこともないまま、単に「本契約に係る受託者の保証金は、免除する」としていた。

また、住宅地図 f o r W e b使用許諾についても、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約保証金を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

# 定例監査報告書

## 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

## 2 監査の種類

定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項の規定による監査（財務監査）のうち、同条第4項のもの。また、必要に応じ、同条第2項による監査（行政監査）も併せて実施。）

## 3 監査の対象

原則として、消防本部（消防総務課、予防課及び消防署）に係る令和7年度（令和7年12月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行

## 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合规性の観点はもとより、より少ない費用で実施できないかという経済性、同じ費用でより大きな効果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

## 5 監査の実施内容

令和8年1月23日から同年3月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、収入の事務手続及び郵便切手等金券類の管理の2項目について重点的にその状況を確認するとともに、郵便切手等金券類の実査・現況確認を行った。

## 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### (1) 消防総務課に係るもの

**ア 是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第2項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）**

(ア) 給排水管・浴室改修工事設計業務委託契約において、契約締結を伺う際の契約書案には添付していない「建築設計業務委託共通仕様書」を、実際の契約で

は添付していた。

また、自家用電気工作物変圧器絶縁油交換整備契約において、契約締結を伺う際の契約書案に添付していた「修繕業務仕様書」を、実際の契約では添付していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (イ) 同課では、令和7年4月3日、令和7年度消防職員貸与品購入事業において、活動服及び救助服の単価契約に係る見積徴取を、別々に起案していた。これら起案では、設計額を、活動服は772,750円、救助服は891,000円としており、いずれも100万円を超えないことから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とし、見積依頼はいずれも同一の3業者にするという内容で、それぞれ課長までの決裁を得ていた。

この点、同一の3業者に見積依頼を行うに際して、活動服と救助服を別々に依頼する合理的な理由があるのであれば、当該理由を明示して組織的に意思決定すべきであるし、そうしなければ、単に入札を回避するために故意に分割したものと捉えられるリスクがある。

関係法令の趣旨に沿った契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 行政財産目的外使用料のうち土地に係るものについては、当該使用に係る土地の適正な評価額（行政財産目的外使用許可の所管課である財政課によれば、当該土地の固定資産税課税標準額に、全体面積に対する使用部分の面積の割合を乗じて算定。）に100分の4を乗じて得た額を年額とするとされている（尾張旭市行政財産の目的外使用料条例（昭和59年尾張旭市条例第33号）第2条第1項）。

同課は、令和6年度の地域消防防災施設の敷地における自動販売機設置に係る目的外使用料について、当該敷地の全体面積を、518.56㎡とすべきところ、518.92㎡と算定したことにより、土地に係る使用料を1,169円（正しくは、1,170円）としてしまい、1円の過少徴収となっていた。

正しく使用料を算定されたい。

## イ 注意すべきもの（取扱基準第2項第3号に規定するものをいう。）

- (ア) 本市の入札及び随意契約の公表に関する取扱要綱（平成11年尾張旭市要綱等。以下「公表取扱要綱」という。）によれば、制限付き一般競争入札又は指名競争入札による建設工事の契約について、契約締結後に工事契約結果調書を公表する（以下この公表を「工事契約の公表」という。）ものとされている。

しかしながら、同課は、仮眠室空調設備改修工事（制限付き一般競争入札）の契約後に、工事契約の公表をしていなかった。

公表取扱要綱に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

- (イ) 消防庁舎清掃委託業務契約書の仕様書を確認すると、定期清掃、窓特別清掃及び床特別清掃を実施したとき、委託業者は作業報告書を提出することとされている。

しかしながら、委託業者は、清掃は実施したものの、作業報告書の提出をしていなかったにもかかわらず、同課は、委託業者による履行の確認の手続を経た上、委託料を支払っていた。

契約事務を適切に実施されたい。

- (ウ) 本市では、予定価格書に予定価格等を記入した後、金額の先頭に決裁権者の印を押すこととされている（平成24年2月28日付け23契号外 副市長通知）。

しかしながら、消防団活動消耗品（消防用ホース）購入に係る予定価格書の予定金額の先頭に決裁権者は押印していなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

- (エ) 同課における令和7年1月から12月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、過年度に受け入れたものがあまり使用されないまま、翌年度へ繰り越されていた。

会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。

【令和7年1月～令和7年12月の郵便切手等金券類の状況】

額	令和7年1月から令和7年12月までの間の使用枚数	令和7年12月末時点での残数
84円切手	41	120
26円切手	7	122

(2) 予防課に係るもの

**是正改善すべきもの**

- (ア) 尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第4条第2項の規定により、調定の決議には、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票類を添付しなければならない。しかしながら、危険物貯蔵設備許可申請手数料については、当該帳票類を添付しないまま調定を決議していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

- (イ) 会計規則第13条第1項によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により

納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（会計規則第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている。

しかしながら、同課は、危険物貯蔵設備許可申請手数料について、納入義務者に対して、簡易な方法により納入の通知をしているにもかかわらず、納付書兼領収書ではなく、別の様式（現金払込書（尾張旭市出納員等に関する規則に関する文書の様式を定める要綱（平成25年尾張旭市要綱等）第2号様式（その2）））を交付していた。

収入の事務手続を適切に実施されたい。

### (3) 消防署に係るもの

#### **是正改善すべきもの**

法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、通信指令事務協議会負担金過年度分返納金について、調定を決議することなく、令和7年10月3日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、令和8年1月に調定を決議していた。

適時適切に調定を決議されたい。